

## 広島県保育士等キャリアアップ研修指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)において定める「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)6に規定する研修実施機関の指定に係る手続き等必要な事項を定める。

(研修実施機関の指定要件)

第2条 この研修の実施機関の指定要件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 市町、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。なお、研修実施機関は、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、当該研修の一部を委託することができる。
- (2) 当該研修を適正かつ円滑に実施するために必要な組織体制及び当該研修の運営に必要な財政的基礎があること。
- (3) 当該研修に関する経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿及び決算書類等当該研修に係る収支の状況を明らかにする書類を整備することができること。
- (4) 実施する研修が、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
  - ア 研修は広島県内で実施し、研修対象者、研修内容及び研修時間がガイドラインに沿ったものであること。なお、指定する研修について、受講希望者の数が満たない場合、当該研修対象者以外の者に受講させることができる。
  - イ 研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると認められる者であること。
  - ウ 研修の形式は、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑かつ、主体的に受講者が知識や技能を習得できるよう、工夫されていること。
  - エ 研修の実施にあたっては、定員に見合った会場の確保及び必要物品の確保がされていること。
  - オ 指定を受けた研修について、ホームページへの掲載等により、保育所等及び研修の対象者に広く周知すること。
- (5) 研修修了の確認及び評価が、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
  - ア 15時間以上の研修(ガイドラインの別添1の「ねらい」及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたもの)をすべて受講していること。
  - イ 受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するため、研修受講後にレポートを提出させること。ただし、レポート自体に理解度の評価(判定)を行って、修了の可否を決定することまでは必要としないこと。
  - ウ 研修の受講において、研修実施機関の指示に従わないなど、受講者の態度が不適切な者や研修の内容の理解を著しく欠いている者等については、研修修了の評価を行わないことができること。

(6) 研修修了者に対し修了証を交付すること。なお、修了証は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 研修修了者に対し、様式第1号による修了証を交付すること。なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

イ 修了証に記載する修了番号については、次表のとおりとすること。なお、研修実施機関番号は指定時において知事が決定するものとする。

都道府県番号 (2桁)	修了証の発行年 (2桁(西暦の下 2桁))	研修実施機関番号 (2桁)	研修種別番号 (1桁)		通し番号 (5桁)
			番号	分野	
34	××	××	1	乳児保育	×××××
			2	幼児教育	
			3	障害児保育	
			4	食育・アレルギー対応	
			5	保健衛生・安全対策	
			6	保護者支援・子育て支援	
			7	マネジメント	
			8	保育実践	

ウ 修了証については、修了した研修が実施された会場の所在地の都道府県以外の都道府県においても効力を有するものとする。

(7) 受講者及び研修修了者の情報管理は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、ア及びイに掲げる事項について、あらかじめ受講者に対し他の都道府県及び市町村に情報を提供することについて本人から同意を得ること。

ア 受講申し込み時において次の事項を記載した受講者名簿を作成すること。

(ア) 保育士登録番号(受講希望者が保育士の場合に限る。)

(イ) 氏名、生年月日及び住所

(ウ) 勤務先施設の名称及び所在市町村名(現に保育所等に勤務している者に限る。)

イ 研修修了時においては(7)アに加え、次の事項を記載した修了者名簿を作成すること。

(ア) 修了した研修分野

(イ) 修了証番号

(ウ) 修了年月日

ウ 研修を実施する上で、知り得た受講者の個人情報の取扱いについては、秘密の保持に十分に留意しなければならない。

エ (7)イに定める修了者名簿の保存は永年とし、研修修了者から修了証の紛失及び内容変更の申し出があった場合は、修了証の再発行を行うこと。

オ (7)エによる修了証の内容変更があった場合は、修了証の再発行日から起算して1か月以内に知事へ報告すること。

(指定の申請)

第3条 研修実施機関として指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、初回の研修の受講者の募集を開始しようとする日の2か月前までに、「保育士等キャリアアップ研修指定申請書」(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添付して知事に、提出しなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 研修カリキュラム
- (3) 講師に関する書類  
(指定の通知)

第4条 知事は、申請者及び事業の内容を審査し、第2条に規定する研修実施機関の指定要件を満たしていると認められる場合、「保育士等キャリアアップ研修指定通知書」(様式第3号)により指定を行う。

- 2 知事は、申請の内容がガイドライン及びこの要綱に定める要件を満たさない時は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、指定しないことができる。
- 3 知事は、前条の規定による指定の申請があった時は、必要に応じて申請内容について、申請者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- 4 知事は第2項による不指定の決定をしたときは、申請者に対し、「保育士等キャリアアップ研修不指定通知書」(様式第4号)により理由を付してその旨通知する。

(指定の効力)

第5条 前条による指定は、指定を行った年度のみ効力を有する。ただし、研修実施機関が指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、初回の研修の受講者の募集を開始しようとする日の2か月前までに、「保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書」(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して知事に、提出しなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 研修カリキュラム
- (3) 講師に関する書類

- 2 前項の規定による指定内容更新届出書に記載された内容がこの要綱に定める要件を満たしていない場合、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

(指定内容変更の届出)

第6条 研修実施機関は第4条の規定により指定された内容に変更が生じた場合は、「保育士等キャリアアップ研修指定内容等変更届出書」(様式第6号)に変更内容に係る書類を添付し、研修実施機関の名称、主たる事務所の所在地、代表者、連絡先に関する変更の場合は変更後10日以内に、それ以外については変更内容で初回の研修の受講者の募集を開始しようとする日の1か月前までに知事に届け出なければならない。

- 2 研修実施機関は、研修を中止したときは、「保育士等キャリアアップ研修中止届出書」(様式第7号)を中止した日の10日以内に知事に届け出なければならない。

(実績報告書の提出)

第7条 研修実施機関は、修了証書の発行が完了した日から起算して10日以内または研修を実施した翌年度の4月10日のいずれか早い日までに「保育士等キャリアアップ研修実績報告書」(様式第8号)に研修修了者名簿及び研修実績を添付し、知事に報告しなければならない。なお、研修修了者名簿は紙及び電磁的記録の両方で提出するものとする。

(調査及び指導)

第8条 知事は、研修実施機関に対し、必要があると認めるときは、研修に関する報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、研修実施機関の事務所及び研修開催場所等において実地に調査を行うことができる。

3 知事は、研修の実施等に関して、適当でないと認めるときは、研修実施機関に対して改善の指導を行うことができる。

4 知事は、研修実施機関が第4条による指定の内容と異なる研修を実施した場合及び第3項による指導による改善が認められるまで、一時的に研修を中止するよう指示することができる。

(指定の取消し)

第9条 知事は、研修実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 第2条に定める要件に適合しなくなったとき

(2) 指定の申請又は実績報告等において、虚偽の申請又は報告を行ったとき

(3) 研修事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき

(4) 研修事業の実施に際し、不正な行為があったとき

(5) 前条第3項に定める改善指導に従わないとき

(6) その他研修実施機関として不適切と判断されるとき

附 則

この要綱は、平成29年12月21日から施行し、適用する。